**～公園使用料について　撮影関連～**

１　概要

　平成２７年４月１日から公園において、※業として静止画又は動画の撮影する場合は、公園使用料（以下「使用料」と表記）が必要となります。

※①撮影会や記念撮影等でカメラマン・撮影会社等に報酬が発生する場合

②カタログ撮影やＣＭ撮影など広告的利益につながると考えられる場合

③テレビ番組等のロケ等を実施する場合

２　使用料の計算方法

　(1)１日当たり、１公園当たり、**３，０００円**

ア　複数の公園を使用する場合は、市の定める公園区分数ごとに使用料が必要となります。

３　使用料がかからない場合

(1)公園を主に紹介するものなど公園利用促進となる場合やフィルムコミッション活動として市の

観光施策に寄与する場合など、市の都市ブランド発信課が副申書で減免すべきとするもの。

　(2)報道機関が報道目的で撮影する場合。

　(3)公園内に立ち入らず、風景の一部として、公園を撮影並びに広告利用する場合。

４　使用許可及び使用料納付の流れ

(1) 市の都市ブランド発信課に連絡し、企画書を提出する。（都市ブランド発信課　0798-35-3331）

(都市ブランド発信課にて行為内容を確認し、上記「3　使用料がかからない場合(1)」に該当する場合は、さらに兵庫ロケ支援ネットへの申請が必要となります。)

**↓**

(2) 行為日の３ヶ月前から２週間前までに、「公園内行為許可申請書兼許可書」に、行為内容の詳細

資料(企画書、放送媒体、放送予定日時等)を添付し、公園緑地課へ申請する。

（上記「3　使用料がかからない場合(1)」に該当する場合は都市ブランド発信課に「公園内行為許可申請書兼許可書」を提出してください。）

**↓**

(3) 申請後、郵送にて納付書が届くので、指定金融機関窓口で納付する。

（原則２週間前までとしますが、急を要する場合は、行為日までに金融機関で納付した領収印が入

った領収書画像ファイル等で確認します。）

 **↓**

(4) 公園緑地課で納付の確認後、許可書を郵送します。

５　許可条件及び注意事項について

・公序良俗に反する行為の撮影は、許可できません。

　・公園利用におけるマナー違反を助長するような行為の撮影は、許可できません。

　・撮影に伴い、近隣等へ影響が及ぶ場合は、必要に応じて、自治会や近隣住民などへ事前に充分な説明を行ってください。

・他の公園利用者や近隣住民への影響を最小限とするため、撮影時間及び撮影範囲は最小限度に留めてください。

・他の一般公園利用者が撮影対象となる場合は、本人(児童等においては保護者)の承諾を得てください。特にインターネット等に二次利用する場合は、留意してください。

　・撮影において、一般公園利用者の通行等を制限する必要がある場合は、利用者に協力を求め同意を得ることとし、強制的に排除しないでください。

　・必要に応じて、市の指示する注釈(テロップ等)を挿入してください。

　～注意～

公園は、公共施設であり、許可を受けた場合並びに使用料を納付した場合であっても、他の利用者を排除し独占的に使用することなく、みんなの公園であることを基本に使用してください。